

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月及び同年 5 月

私は昭和 53 年 10 月に、国民年金保険料に加えて付加保険料を納付する手続をしたが、平成 18 年 1 月に届いた国民年金被保険者資格の喪失のお知らせのハガキから、申立期間の 2 か月間については、国民年金保険料が未納とされていることが分かった。国民年金保険料に関しては、昭和 41 年 11 月から平成 17 年 12 月までの加入期間は全て納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できない。

調査の上、申立期間を国民年金保険料及び付加保険料の納付済み期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入した昭和 41 年 11 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を 60 歳到達時まで全て納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間直前の昭和 53 年 10 月から 60 年 3 月まで、及び申立期間直後の同年 6 月から平成 9 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付されていることが確認でき、申立期間のみ国民年金保険料及び付加保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人に係るオンライン記録により、昭和 53 年 10 月から 61 年 3 月までは、付加保険料を納付する期間とされていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①のうち、平成12年3月から同年7月までの期間、同年9月及び同年10月について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年3月1日から同年11月29日まで
(A社)
② 平成12年11月29日から同年12月1日まで
(A社)
③ 平成12年12月1日から13年8月1日まで
(B社)

平成 11 年に会社の都合により、社名が B 社から A 社に変わった。名刺も給与支給明細書も、全て社名が変更になったが、業務内容、勤務形態及び労働条件は何も変わらなかった。

その後、平成 12 年に、再び会社の都合で、社名が B 社に変わったが、その時も業務内容や勤務形態等は何も変わらなかった。

申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額記録が 14 万 2,000 円又は 15 万円となっているが、18 万円に訂正してほしい。

また、申立期間②及び③については、厚生年金保険に係る被保険者記録が無いが、継続して勤務し、毎月の給与からも厚生年金保険料が源泉控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 12 年 3 月から同年 7 月までの期間、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、A 社に係る申立人の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に廃業している上、当時の事業主とは連絡が取れず、供述は得られないものの、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、当該期間の全期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は、厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、A 社に係る申立人及び同僚の給与支給明細書並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は平成12年11月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②においては適用事業所となっていないものの、法人登記簿の記録によると、同社は10年3月18日に法人として設立登記され、13年3月1日に閉鎖登記されていることが確認できることなどから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しない旨の届出を行っていたと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、B社に係る申立人の給与支給明細書により、申立人は、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に廃業している上、当時の事業主とは連絡が取れず、供述も得られないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 一方、申立期間①のうち、平成12年8月については、前述の給与支給明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から10年3月まで

私は、会社を退職した直後の平成8年12月に、A県B町役場で国民年金の再加入手続を行い、同町役場窓口で申立期間の国民年金保険料を納付していた。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の平成8年12月に国民年金の再加入手続を行ったと主張しているが、その場合は、基礎年金番号制度が導入された9年1月時点で、申立人の国民年金手帳記号番号が基礎年金番号として付番されることとなるものの、申立人が所持する基礎年金番号通知書及びオンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立期間後の10年9月に、申立人が当時加入していた共済組合の記号番号が付番されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、平成15年7月1日に前述の基礎年金番号に記録が統合されていることが確認できる。

さらに、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は申立期間より前の平成8年4月に厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金の第1号被保険者資格を喪失したことは確認できるものの、申立期間当時、国民年金の再加入手続を行ったことをうかがわせる事跡は見当たらない。

加えて、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に対して、別の記号番号が払い出され、又は、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が定かではないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできず、同年 5 月から 46 年 3 月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 5 月から 46 年 3 月まで

申立期間①については、私は厚生年金保険に加入していたが、所持する領収証書により、国民年金保険料も納付していたことが分かる。年金事務所からは、既に当該期間の保険料は還付済みである旨の説明を受けたが、受け取った記憶は無いので、保険料の納付済期間として認めてほしい。

申立期間②については、私が亡夫の分と一緒に保険料を納付していたはずであり、夫婦の国民年金手帳の印紙台紙には共に領収の割印が残っているのに、申立期間の保険料が夫は納付済みで、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する領収証書及び特殊台帳により、申立人が当該期間の国民年金保険料を昭和 46 年 2 月 26 日に納付していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険の被保険者であった期間（脱退手当金支給済み）であり、制度上、国民年金の被保険者となることはできない期間である。

また、特殊台帳によると、その備考欄には「還付 44. 1～45. 3 まで 3,750 円 (51. 1. 16)」と記載され、昭和 43 年度及び 44 年度の摘要欄には「還」と記載されていることから、当該期間の保険料は還付されたものと考えられ、記載されている還付期間、還付金額等に不合理な点は見当たらず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間に係る領収済通知書が年金事務所に保管

されており、当該領収済通知書によると、「18条」の文字並びに記載されている納付期間及び納付金額から、第2回特例納付により昭和51年1月22日に一旦納付したことが確認できるものの、その納付日は第2回特例納付の実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）を既に過ぎていたことが確認できる。

また、特殊台帳によると、備考欄には「18 51. 1 45. 5～46. 3（9900）誤納」及び「還付45. 5～46. 3まで 9,900円（51. 6. 25）」と記載されていることから、一旦納付された保険料は誤納付として還付処理されたことが確認でき、前述の領収済通知書及び特殊台帳の記載には不自然な点が見られず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦一緒に保険料を納付していたと主張し、夫婦が所持する国民年金手帳の昭和45年度の印紙台紙に割印が押されて切り離されていることを夫婦共に保険料を納付した根拠として提示しているが、印紙台紙は、保険料の納付の有無にかかわらず割印を押して次年度以降に切り離す取扱いとなっており、保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立人の申立期間②の保険料は、前述のとおり特例納付されているが、夫の昭和45年4月から46年3月までの保険料は、夫の特殊台帳によると、同年8月25日に過年度納付されていることから、申立期間②に係る夫婦の保険料の納付方法は別々であったことが確認でき、申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については還付されていないものと認めることはできず、申立期間②の保険料については納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①については、労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立期間②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年1月1日から21年10月頃まで
② 昭和21年10月頃から22年3月21日まで

申立期間①については、年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、昭和17年1月1日から22年3月21日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していた会社名は正確には分からないが、昭和9年頃から、A社にあったB社の中のC部門に勤務していた。

申立期間②については、昭和21年頃に日本に引き揚げてきた後、私の実家に身を寄せ、D社E工場内にあったF社に勤務していた。

当時の勤務を証明する書類は、終戦後の引揚げの混乱の中で紛失しているが、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の妻が申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚について、当時の関係資料を保管しているG社人事部に照会したところ、A社に所在したB社関係事業所に係る職員名簿に記載があることから、同名簿には申立人の記録は確認できないものの、申立人が申立期間①において、A社に所在したB社関係事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の妻は、「申立人は、H学校を卒業した後、A社

にあったB社の中のC部門に入社したと話していた。」と供述していることから判断すると、申立人は同事業所に現地採用されたものと考えられるところ、戦前戦中の労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」に限定されており、「外地」の事業所には適用されておらず、A社に所在したB社関係事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①において、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の被保険者であったことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の妻は、申立人が、外国から日本に引き揚げ、昭和21年10月頃から第二子が誕生した22年*月頃までの期間において、毎日、D社E工場内にあったF社に勤務していた旨の主張をしている。

しかしながら、申立人の妻は、引揚地であるI県において、引揚後間もなく第1子が死亡したと記憶しているところ、戸籍謄本により当該第1子は昭和21年*月*日にI県J町において死亡したことが確認でき、申立期間②のうち、同年10月頃から同年*月*日までの期間において、申立人がK県L市に所在していたD社E工場内の事業所に勤務していたことは推認できない。

また、申立人が勤務したとするF社は、適用事業所名簿などから判断すると、M社（現在は、N社）であったことが推認できるが、当該事業所は申立期間②前の昭和18年9月1日にB健康保険組合に加入していることが確認できるものの、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、D社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について、D社E工場の関連事業所であるN社、G社本社及びO社（当時は、G社）P製造所に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明である旨回答しており、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月 29 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 12 月 26 日まで

申立期間①については、年金事務所の記録では、A社において厚生年金保険被保険者の資格を昭和 51 年 6 月 29 日に喪失し、同年 7 月 1 日に再度取得したと記録されているが、同社には継続して勤務していた。

また、申立期間②については、A社における標準報酬月額が、当該期間前である昭和 51 年 5 月の 20 万円から 14 万 2,000 円と大幅な減額となっているが、給与が大幅に減額された記憶は無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が継続していること、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっている上、当該事業所の当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険への加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人は、昭和 41 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、51 年 6 月 29 日に同資格を喪失した後、同年 7 月 1 日に再度同資格を取得し、52 年 12 月 26 日に同資格を喪失したことが記録されており、その記録が遡って訂正されているなどの不自然な点

は確認できない。

さらに、申立人は、「当時、A社において、B職の役職に就いていたものの、社会保険及び経理の事務には携わっておらず、同事務について指示をしたことも無い。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認でき、当時当該事業所の総務課に所属していた複数の者は、「申立人は、B職であり、現場では、責任者として社会保険及び経理の事務に携わっていた。事務員である私たちが作成した社会保険事務所（当時）等に提出する書類については、B職（申立人）が決裁した上で、専務が代表者印を押していた。B職としての申立人の立場は、退職されるまで変わらなかった。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、当該事業所の社会保険及び経理に係る事務の責任者として、申立期間①における厚生年金保険の被保険者資格の喪失及び同資格の取得に係る処理に関与していたと認められる。

加えて、申立人が所属するC団体が保管している昭和46年1月30日付けの申立人自筆の書類には、「現在までの職歴」として、「昭和40.9～現在 A社B職 職務内容；経理・労務・庶務の管理職及び経理責任者」と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録の訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、A社における標準報酬月額が当該期間前である昭和51年5月の20万円から14万2,000円と大幅な減額となっているが、給与が大幅に減額された記憶は無いとして申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を再取得した昭和51年7月1日及び52年10月の定時決定における標準報酬月額は14万2,000円と記録されており、オンライン記録と一致している上、当該記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は確認できない。

また、前述のとおりA社は、既に厚生年金保険の適用事業所には該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立

期間②における給与額及び申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述のとおり、申立人は、申立期間②当時、当該事業所の社会保険及び経理に係る事務の責任者であるB職であり、当該期間における厚生年金保険の被保険者資格取得及び定時決定に係る処理に関与していたと認められる。

一方、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録の訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 21 日から 51 年 12 月 1 日まで
② 昭和 51 年 12 月 1 日から 55 年 9 月 21 日まで

A社（現在は、B社）でC担当として勤務していた申立期間①及び②に係る給与は、10万円から15万円だったと思うが、給与額に比べて標準報酬月額が低額ではないかと思うので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額について、A社D工場及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、E連合会が提出した申立人に係る厚生年金基金の記録及びオンライン記録は一致している。

また、B社は、当時加入していた厚生年金基金の記録と申立人の標準報酬月額の記録が同一であることから、厚生労働省の記録は正しいのではないかと思う旨回答している。

さらに、前述のA社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和46年3月21日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性のうち、申立人と生年月日が同一年度の37人の同資格取得時の標準報酬月額については、全員が申立人と同額（3万円）となっていることが確認できる上、申立期間①及び②において、当該37人及び申立人に係る標準報酬月額を検証したところ、申立人の標準報酬月額が特に低額である状況は認められない。

加えて、B社は、当時の賃金台帳を保管していないため、給与支給総額等は不明である旨を回答しているが、B社が提出した申立人に係る「入社後の経歴」から、申立人がA社に在籍した期間について、申立人の基準給（基本給）

が2万3,660円から7万3,360円までの範囲にあったことが確認できる。

また、申立人は申立期間①及び②における標準報酬月額の変動について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4369（事案 3281 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで

A社における申立期間に係る標準報酬月額が、59万円から30万円に減額されていることが分かった。私は同社の代表取締役として、申立期間当時、厚生年金保険からの脱退に係る記憶はあるが、申立期間に係る標準報酬月額の減額に係る手続を行った記憶は無いため、年金記録確認第三者委員会に標準報酬月額の訂正を申し立てたところ、年金記録の訂正は認められなかった。

申立期間に係る標準報酬月額の減額処理は、社会保険事務所（当時）が勝手に行ったものであり、私は当該処理に一切関与していないし、同意した記憶も無いため、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額の申立てについては、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされている日（平成9年8月31日）の後の平成9年11月4日付けで、当初59万円と記録されていた申立期間に係る標準報酬月額が30万円に減額処理されていることは確認できるものの、i) 申立人は申立期間において、A社の代表取締役であったこと、ii) 滞納処分票によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が減額処理された日である平成9年11月4日に、申立人が社会保険事務所にA社に係る「適用事業所全喪届」を持参したこと、健康保険任意継続被保険者資格の取得についての記録が確認できること等から判断すると、代表取締役であった申立人が当該減額処理に一切関与していなかったとは認め難く、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録処理の無効を主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の

決定に基づき平成 23 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新しい資料として預金通帳、預金取引明細照会、スケジュール帳及び新聞記事等を提出し、標準報酬月額の減額処理に自らが関与していないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、前述の資料からは、申立人が申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に一切関与していないこと、及び社会保険事務所が申立人に無断で標準報酬月額の減額処理を行ったとは推認できず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。